

第七回国会 運輸委員會議録 第二十二号

昭和二十五年四月八日(土曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 稻田 直道君
理事 大澤 善平治君 理事 大西 禎夫君
理事 關谷 勝利君 理事 米窪 満亮君
理事 林 百郎君 理事 木下 栄君

岡田 五郎君 尾關 義一君
黒澤 富次郎君 土倉 宗明君
坪内 八郎君 島山 鶴吉君
瀧尾 亮君 清藤 唯七君
上村 進君 石野 久男君

出席國務大臣 大屋 晋三君
運輸大臣 大屋 晋三君
出席政府委員 山口 傳君
運輸事務官 山口 傳君
運輸技官 甘利 昂一君
運輸局長 (船舶局長) 甘利 昂一君

委員外の出席者 林 坦君
運輸事務官 (船舶局長) 林 坦君
専門員 岩村 勝君
専門員 堤 正威君

四月五日
委員岡村利右衛門君及び渡邊良夫君
辭任につき、その補欠として石田 博
英君及び橋本龍伍君が議長の指名で
委員に選任された。

同月六日
委員石田 博英君及び橋本龍伍君辭任
につき、その補欠として岡村利右衛
門君及び渡邊良夫君が議長の指名で
委員に選任された。

同月八日
岡村利右衛門君が理事に補欠當選し
た。

四月六日
船員職業安定法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一五七号)

同日
和田村に停車場設置の請願(稻田直
道君紹介)(第二一七六号)
宇島駅の施設拡充に関する請願(平
井義一君紹介)(第二一八八号)
広田湾口小赤磯に航路標燈設置の
請願(小澤佐重君紹介)(第二一九
五号)
海上テヲ類暗礁開きに関する請願
(坂本實君外三名紹介)(第二二二
六号)

福岡市に公共船員職業安定所設置の
請願(守島伍郎君外一名紹介)(第二
二二八号)
赤穂線敷設工事再開の請願(若林義
孝君外一名紹介)(第二二二九号)
永山、比布河原間に停車場設置の請
願(河口陽一君紹介)(第二三三二号)
甲浦港口の暗礁除去促進に関する請
願(長野長廣君紹介)(第二三三三号)
村まで延長の請願(長野長廣君紹介)
(第二三三五号)

影野、吉野生間鉄道開通促進の請願
(長野長廣君紹介)(第二二六六号)
佐賀港修築の請願(長野長廣君紹介)
(第二二六七号)
二宮、國府津河原間に電車停車場設
置の請願(小金義照君紹介)(第二二
七一七号)

美禰、小野田間線直結に関する請願
(周東英雄君外一名紹介)(第二二七
二号)
下市、赤崎河原間に簡易停車場設置
の請願(稻田直道君紹介)(第二二七
三号)
三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願
(淺利三郎君外三名紹介)(第二二七
四号)
古河駅東口開設促進に関する請願
(鈴木明良君紹介)(第二二七五号)
仁瀬航路の存続改善に関する請願
(宮原幸三郎君紹介)(第二二九七号)
左沢、荒砥間鉄道敷設促進の請願
(牧野實君外二名紹介)(第二三〇
二号)
二俣、明知河原間に鉄道敷設促進の
請願(八木一郎君外二名紹介)(第二
三〇四号)

同日七日
八代、坂本、山江、人吉間鉄道敷設
の陳情書(熊本県球磨郡山江村田村
岩男)(第七二二一号)
船舶職員法改正反対に関する陳情書
(甲州市西海沿岸通り密閉ビル前全日
本海員組合同司支部石山正治)(第七
三二一七号)
海運政策確立に関する陳情書(広島
市宇品町全日本海員組合広島支部志
波教義)(第七四七号)
を本委員会に送付された。

同日の會議に付した事件
理事の互選
小委員会設置に関する件
小委員の補欠選任に関する件
造船法案(内閣提出第一四〇号)

○稲田委員長 これより運輸委員會議
開会いたします。

本日の議事に入ります前に、理事並
びに親光小委員の補欠選任についてお
諮りいたしますが、去る四月五日岡村
利右衛門君が委員を辭任いたされまし
たので、現在理事及び親光小委員が一
名ずつ欠員になっておりますが、同君
は六日再び運輸委員に選任されました
ので、この際岡村君を理事及び親光小
委員に補欠選任いたしたいと思ひます
が、御異議ありませんか。

○稲田委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたしました。

○稲田委員長 引き続き、これより造船
法案を議題といたし、質疑を行います
が、御異議ありませんか。

○開谷委員 たいだいまの懇談会におき
まして、岡田委員からお話があった
のでありますが、ちやうど私お尋ねし
たいと思つておつたところでありまし
て、全然同感であります。臨時船舶管
理法並びに同施行法に基きます運輸
大臣の造船許可、あるいは海上保安庁
の検査の権限等を水産庁に移すとい
うようなことで、漁船法が議員提出で提
出をせられようという段階に到達いた
しておると聞いておるのであります
が、これに對しては運輸省としては
水産庁と協議を遂げたのか。なおまた
水産庁からこれの相談が出て来たこと
があるのか。なおまたこれが船舶行政

の一元化というような点から見て、從
来このようなことは運輸省関係になつ
ておつたのであります。これが水産
庁へ行つた場合と運輸省にある場合と
の利害得失というところにつきまして、
詳細に当局の御説明を伺いたしたい
と思ひます。それによつてわれわれとい
ましては、この水産庁に移すか移さな
いかというようなことについての態度
を、はつきりきめたいと思ひますの
で、この点を詳細に御説明を願いた
いと思ひます。

○甘利政府委員 第一案の、今まで漁
船法を出すについて、水産庁から正式
に運輸省の方に申入れがあったとい
うお話であります。これにつきまして
は一応原案はその後の直してあ
りますが、一番問題になります造船の
許可と、漁船並びに一般船舶の検査に
関する事項、それから積量測定に関す
る事項、この三つを、漁船については
水産庁でやるという一番先の原案はま
わつて来ておりますが、その後のい
ゆる改正された原案は、正式には参つ
ておりません。しかし水産委員会の席
上に私が呼ばれて示されたり、あ
るいはその他の方法で、その後改正に
なつたものは一応見ております。最近
の一番新しい漁船法によりまして、
一番問題になつておりました漁船に對
する検査の問題は、やはり従来通り運
輸省の保安庁でやるというふうにと
正されております。それから積量測定
の問題も除外してあります。結局今問題
になつておりますものは、漁船の建造

第一類第十二号 運輸委員會議録第二十号 昭和二十五年四月八日

許可の問題であります。これは従来通り漁船については水産庁でやる。その後一部訂正になりまして、捕鯨船とトロールは従来通り運輸省でやる。それ以外の漁船については、水産庁でやるというふうな訂正された案が現在出ております。それに対して運輸省といたしまして、漁船の建造許可も、やはり従来通り運輸省一本でやりたいという理由を、簡単にここで御説明申し上げます。

現在すべての船舶が臨時船舶管理法によりまして、運輸大臣が許可いたしておるのであります。実際の問題につきまして、漁船につきましては、農林省の水産庁が船主に対して承認したものをこちらに送つてよこします。それを私の方で、ほかの船と一緒にまとめて、関係方面に許可の申請をいたしました。向うの方で許可になったものを、私の方からまた水産庁に通知するといふふうになつております。その間農林当局の言うように、自分の方で承認しないものが現に造船所でつくられておる、あるいはできておるといふようなことを言いますが、この点については、別段そういう例は私たちが先ほど申しましたように、農林省から、先ほど申しましたように、承認になつたもののみをわれわれは許可申請をして、その許可をもらつておるのでありますから、そういう点はないと思ひます。

それから今度の造船法にも、単に農林当局との、漁船の許可問題について折れ合いがつかなくつたから、造船の許可を省いておるのではなく、一つは現在の世情から見まして、なるべく統制法規を少くする方が好ましいと考

えます。またしかも今与えております造船許可も、臨時的のものでありますので、何もこういふ法律をさらにつくつて、強制的にする必要はない。この二点から、われわれは漁船の許可を漁船法に盛り込む必要はない。こういふふうな考へております。

それから臨時船舶管理法によるところの、運輸大臣の現在やつておられるの、造船の許可制から、漁船を除外するといふことができないという理由といたしましては、単に許可のみを与えておるのじやなくて、やはり許可と同時に監督なり、あるいは指導、あるいはあるいは技術的能力が、その造船所にあるかどうかといふことも、すべては一元的に見ることが好ましいのでありまして、特に漁船のみを切離してやるというふうなことは、技術の面からいたしまして、あるいは造船所のいろいろ経営の立場から言ひましても不適当である。こういふふうな考へております。それから現在関係方面から、鋼船については全部、木船につきましては百トン以上の船は、全部許可を受けようになつておりますが、その許可制になつておる理由と申しますのは、現在の占領下におきまして、わが国の造船能力は、一種の潜在軍需能力であるといふふうな見地から行われておるのであります。そういう点から見ますと、造船所を管理して行く上におきまして、漁船と一般船舶とを区別する必要はないと思ひます。やはり造船所を管理しているところの運輸省におい

て、一元的に取扱うことが、関係方面の意向でもありますし、この点は再三向うに伺つてみましたが、向うの意思もはつきりいたしてあります。その次に、造船業者に対する二元的の監督を排除するという意味であります。これは従来造船業者は造船許可を得るために、単に運輸省と折衝すれば足りておつたのであります。今後もし漁船を農林省で許可するといふことになりますれば、農林省にいろいろ許可申請をすると同時に、資材の割当であるとか、あるいは施設の拡充、あるいは新設または改善、あるいは資材の割当は漸次統制ははずれて参りますが、現にまだやつておらずとも、その他動力の割当等に対しても、一々漁船のみを切離して、これをまた運輸省に申請するというふうになりま

すし、おそろくするとなれば、造船業者はもちろんのこと、船主も、運輸省に折衝したり、あるいは水産庁に折衝したり、二重の折衝をしなければならぬといふ点から見まして、非常に造船業者なりあるいは船主に対して、不便を与えるといふふうな考へております。

以上から、われわれといたしましては従来通り、造船の許可については運輸省でやるべきである、こういふふうな考へております。しかも今までも密接な関係を保つてやつておりましたので、一元的に扱つたために、造船業者なりあるいは水産業者が、非常に困つておるといふことはないはずであります。もし困つておれば、両者の間の連絡の足りない点でありますので、

さういふ点がもし具体的にあれば、当事者間において十分今後緊密な連絡を

さらにとりまして、さういふ点を排除したい、こういふふうな考へております。

○開谷委員 大体今の御答弁で了承いたしました。次にお尋ねいたしますが、造船事業の開始並びに休廃止は、第六條によりまして届出制をとつておるのであります。届出事項を変更したる場合は届出の必要がないのか。規定がないのであります。この法律によりまして、一応届けておきまして、そして事業内容を変更する、さういふようなことが起り得るのであります。またさういふことが非常に多いのであります。これを規定しないのはどういふわけか。これを規定しないのはどういふふうな御見解かどうか、承つておきたいと思ひます。

○甘利政府委員 いろいろの報告を聴取するようになつております。その報告の聴取によりまして、その点は十分指導と申しますか、監督ができるのじやないか、さういふふうな考へております。

○開谷委員 そういたしますと、これは届出制でありますので、報告だけで十分監督ができるわけだから必要はない、さういふふうな言われるのですね。

○開谷委員 今の第一番目の届出の件であります。ここで届出させるのは、すべての業者に対してさせるのがほんとは望ましいのであります。しかし非常に煩雜にもなりまして、大体ここにあげてあるような設備を持つておる業者の届出さえ監督すれば、ほかのものについてはさほど大きな影響がないといふことを一つ考へております。もう一つは、事業の届

出しますが、この第五條の性能試験は、むしろ新しい設計のものとか、特殊の設計のものについて、実際に船につける前に、はたして船につけて十分効力があるかどうかといふことを検査する試験であります。安全法の検査とは別個であります。

○甘利政府委員 この試験は、安全法の検査とは違ひます。安全法の検査は、決定された船について一船ごとに行

います。この第五條の性能試験は、むしろ新しい設計のものとか、特殊の設計のものについて、実際に船につける前に、はたして船につけて十分効力があるかどうかといふことを検査する試験であります。安全法の検査とは別個であります。

出のほかに、いろいろな報告を聴取することができず、それらの業者については、届出のないために不都合を生じたものは、その報告によつてある程度訂正と申しますか、事業の全容を把握することができず、こういうふうで考へておられます。

○關谷委員 今の第六條に規定してあります以上、その報告は求めておるのでありますが、それ以下のものに対しては、報告を求めていないのであります。そうすると、実態把握ができませんのであります。造船業者あるいは造船業は、それ以下のものが非常に多いのであります。それとにらみ合して調整しなければ、ほんとうの調整はできない。こういうふうで考へるのであります。この点も不明確のようであり、もう一度お伺ひいたしたいと思います。

○林説明員 ただいまの御質問でございますが、第十條の報告を聴取する運輸大臣及び海運局長の権限は、前の届出をするものに限定をされておられますので、それ以外でも同種のこういう事業を営むものから報告をとることができず、こういうふうで規定されておられます。範囲が多少違つておられます。

○關谷委員 次に、現在検査は海上保安庁の保安部でやつており、積量その他につきましても海運局で行うというので、非常に船主としては不便なのであります。この点私たちがいつも地方へ降りますと、これを一箇所に統合してもらいたい。こういうふうな希望が出ておるのであります。現在の行政制度審議会におきましても、この保安部の保安部は、船舶局へ吸収すべきものである。そうして一元的に簡素化するといふ意向であるが、こういうふうには全国の船主、並びに造船業者の希望しておるところであります。これは行政制度審議会あたりの意向のごとくに統一してさしつかえないという御意見であるか。あるいは従来通りにおかなくてはならないのか。もし従来通りにおかなくてはならないということならば、その理由はどこにあるのか、伺つておきたいと思ひます。

○曾利政府委員 その点につきましても、關谷委員とまつたわれわれも同感であります。当初、検査だけを保安庁に持つて行く場合については、われわれも、もちろん関係業者もすべてが反対でありましたが、関係方面の懇話もありまして、むりに持つて行かれたような形になつております。その後實際をわけてみますと、先ほど關谷委員のおつしやられたように、いろいろ不便が出て来たのであります。たとえば同じ船で、しかも管轄区域が違つておる関係で、伏木の方の造船所で検査を受ける場合は、所管をいたしましては名古屋の保安庁から行く。速度は新潟の海運局から行く、非常に不便の場合が多いのであります。われわれもぜひこれは一本にやるべきである。こういうふうで考へております。その場合に、そういう速度の関係の事務を保安庁に持つて行くか、あるいは保安庁の検査事務を全部運輸省に持つて行くかという二つの場合があるのであります。われわれがいたしましては、船舶の検査は造船所の技術の向上、あるいは新しい規定の改正、あるいは造船所の監督、いろいろな意味におきまして、やはり運輸省の船舶局に持つて参

りまして、造船の監督と検査、速度を一元的にやるのが好ましい、こういうふうで考へております。

○關谷委員 これで私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

○大屋運輸大臣 船員職業安定法に中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、たとえば瀬戸内地区のような大地区審議会、または一海運局管轄区域内の特殊な地区、たとえば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従ひ、これを廃止することになりましたので、所要の改正を行う必要があるものであります。以上、この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○關谷委員 今回の私の質問を終りたいと思ひます。

○稲田委員長 ただいま造船法に対する質疑中でありましたが、ただいま運輸大臣が見えませんでしたので、都合によりまして造船法に対する質疑はちよつと停止いたしました。後ほどまた引続いてやりますが、これより去る四月六日予備審査のために本委員会に付託になつております船員職業安定法の一部を改正する法律案を議題といたしました。その審議に入ります。本案の趣旨につきましては政府の説明を求めます。大屋運輸大臣。

船舶に対する国際慣例に従うために、また国際法規に従うために、造船所に關する監督指導が必要である、こういう理由があるのかどうか。この点お伺いしたいのでございます。

○甘利政府委員 造船事業に関するそういう国際的な規約はございませぬが、国際的の規約といしましては、例の海上における人命の安全に關する條約であるとか、あるいは國際海賊吃水線條約であるとかいうような條約がありまして、これらはその條約に基きまして船舶安全法及び船舶積量測定法というふうなものについて別個に規定いたしておりますので、この造船法においてはそういう点には全然触れておりませぬ。

○岡田(五)委員 次に「造船に關する事業の円滑な運営を期すること」を目的とする。こういうふうに第一條に掲げてありますが、まず第一に伺いたいことは、最近における造船工業界の現況、またここにもあります造船企業原価といひますか、これについての現況、また造船についての國際競争場裡における日本造船の現況というふうな点について、概略お聞かせ願いたいと思つております。

○甘利政府委員 わが國の造船能力といたしましては、いろいろの見方がありますが、現在造船施設と、それに應じたいろいろの現在の工具から見ますと、約六十五万トンあるいは七十万トンというふうなこともいわれておりますが、實際問題としまして、ほんとうにつくれる能力は四十五万トン程度だと考へておるのであります。従つて終戦後つくりました建造実績から見ますと、二十四年度計画において三十万ト

ン近くの造船が許可になりましたので、その許可が現在工事中でありまして、これが最も活潑に動いておる時期でありまして、それで現在の能力の約八、九十パーセントは造船所によつて違ひますが、十九ぐらゐのおもな造船所についてこれを見ますと、大體能力の八、九十パーセントで働いておるというふうな考えられます。しかしそのほかの中小造船所については、非常に設備能力が余つて困つておる現状であります。またその技術の面におきましても、戦前からわが國の船は性能的においても、あるいは造船技術の面においては工作面におきましても、決して外国に劣つておらなかつたのであります。終戦後外国の輸出船舶などを建造して見ますと、特にその船体重量の重いつつておる点において、非常に劣つております。これはわが國においては現在銜接合の船を主としてつくつておりますが、外国においては戦前戦時中を通じて銜接船が非常にふえておる点で、その点において非常に目方が重い。従つて工数もかかつておるといふような点が非常に劣つております。この点につきましては、いろいろ外国の銜接機械等を輸入し、あるいは一方銜接所の施設をそれに適應するように改善しておりますので、今後一年以内に大體外國の水準に追いつくことができるというふうな考へておる点でございます。

○岡田(五)委員 最近新聞紙上で拜見したのでありますが、先ほどの原料鋼材の輸入につきまして、約五万トンばかりの造船用鋼材を輸入するという記事を見たのでありますが、そういうふうな話が進んでおるのであります。この金の利の点につきまして、昨年来より見返り資金を一部使つておられますので、一般市中金利が一割一分あるいは一割二分というふうな高いの比べて、見返り資金は七分五厘という低率であります。それが半々になつておりますが、今後できれば見返り資金を七〇%あるいは九〇%程度に上げて、それを全般的に低くしたいというふうな考へておられます。現在のわが國の船と外國の船との船価を比較いたしますと、ボンド切下げ前におきましては、大型船についても、中小型船についても、日本の船舶の方がはるかに低かつたのであります。ボンド切下げ後におきましては、歐洲の船価に比べますと、大型船において幾分上まわつておりますが、これはわが國の鉄鋼材が歐洲の鉄鋼材に比べて割高であるというふうな点か一つの大きな理由であります。従つてわれわれといひましては、今後船価を下げる意味におきましては、少くとも鉄鋼の価格を歐洲並みに下げてもらいたい。現在幾分高くなつておりますが、今後鉄鋼の供給金が廃止されたあげくには、それがさらにまた非常に高くなるというふうな現状でありますので、船価を押し下げる意味におきましては、少くとも實際水準に鉄鋼の価格を押し下げるべき、われわれは造船所の設備の一部の改善によりまして、少くとも歐洲の船価より、一割あるいは二割程度安い船価ができるというふうな考へております。

○岡田(五)委員 最近新聞紙上で拜見したのでありますが、先ほどの原料鋼材の輸入につきまして、約五万トンばかりの造船用鋼材を輸入するという記事を見たのでありますが、そういうふうな話が進んでおるのであります。この金の利の点につきまして、昨年来より見返り資金を一部使つておられますので、一般市中金利が一割一分あるいは一割二分というふうな高いの比べて、見返り資金は七分五厘という低率であります。それが半々になつておりますが、今後できれば見返り資金を七〇%あるいは九〇%程度に上げて、それを全般的に低くしたいというふうな考へておられます。現在のわが國の船と外國の船との船価を比較いたしますと、ボンド切下げ前におきましては、大型船についても、中小型船についても、日本の船舶の方がはるかに低かつたのであります。ボンド切下げ後におきましては、歐洲の船価に比べますと、大型船において幾分上まわつておりますが、これはわが國の鉄鋼材が歐洲の鉄鋼材に比べて割高であるというふうな点か一つの大きな理由であります。従つてわれわれといひましては、今後船価を下げる意味におきましては、少くとも鉄鋼の価格を歐洲並みに下げてもらいたい。現在幾分高くなつておりますが、今後鉄鋼の供給金が廃止されたあげくには、それがさらにまた非常に高くなるというふうな現状でありますので、船価を押し下げる意味におきましては、少くとも實際水準に鉄鋼の価格を押し下げるべき、われわれは造船所の設備の一部の改善によりまして、少くとも歐洲の船価より、一割あるいは二割程度安い船価ができるというふうな考へております。

○岡田(五)委員 最近新聞紙上で拜見したのでありますが、先ほどの原料鋼材の輸入につきまして、約五万トンばかりの造船用鋼材を輸入するという記事を見たのでありますが、そういうふうな話が進んでおるのであります。この金の利の点につきまして、昨年来より見返り資金を一部使つておられますので、一般市中金利が一割一分あるいは一割二分というふうな高いの比べて、見返り資金は七分五厘という低率であります。それが半々になつておりますが、今後できれば見返り資金を七〇%あるいは九〇%程度に上げて、それを全般的に低くしたいというふうな考へておられます。現在のわが國の船と外國の船との船価を比較いたしますと、ボンド切下げ前におきましては、大型船についても、中小型船についても、日本の船舶の方がはるかに低かつたのであります。ボンド切下げ後におきましては、歐洲の船価に比べますと、大型船において幾分上まわつておりますが、これはわが國の鉄鋼材が歐洲の鉄鋼材に比べて割高であるというふうな点か一つの大きな理由であります。従つてわれわれといひましては、今後船価を下げる意味におきましては、少くとも鉄鋼の価格を歐洲並みに下げてもらいたい。現在幾分高くなつておりますが、今後鉄鋼の供給金が廃止されたあげくには、それがさらにまた非常に高くなるというふうな現状でありますので、船価を押し下げる意味におきましては、少くとも實際水準に鉄鋼の価格を押し下げるべき、われわれは造船所の設備の一部の改善によりまして、少くとも歐洲の船価より、一割あるいは二割程度安い船価ができるというふうな考へております。

材の輸入につきまして、約五万トンばかりの造船用鋼材を輸入するという記事を見たのでありますが、そういうふうな話が進んでおるのであります。この金の利の点につきまして、昨年来より見返り資金を一部使つておられますので、一般市中金利が一割一分あるいは一割二分というふうな高いの比べて、見返り資金は七分五厘という低率であります。それが半々になつておりますが、今後できれば見返り資金を七〇%あるいは九〇%程度に上げて、それを全般的に低くしたいというふうな考へておられます。現在のわが國の船と外國の船との船価を比較いたしますと、ボンド切下げ前におきましては、大型船についても、中小型船についても、日本の船舶の方がはるかに低かつたのであります。ボンド切下げ後におきましては、歐洲の船価に比べますと、大型船において幾分上まわつておりますが、これはわが國の鉄鋼材が歐洲の鉄鋼材に比べて割高であるというふうな点か一つの大きな理由であります。従つてわれわれといひましては、今後船価を下げる意味におきましては、少くとも鉄鋼の価格を歐洲並みに下げてもらいたい。現在幾分高くなつておりますが、今後鉄鋼の供給金が廃止されたあげくには、それがさらにまた非常に高くなるというふうな現状でありますので、船価を押し下げる意味におきましては、少くとも實際水準に鉄鋼の価格を押し下げるべき、われわれは造船所の設備の一部の改善によりまして、少くとも歐洲の船価より、一割あるいは二割程度安い船価ができるというふうな考へております。

○甘利政府委員 われわれは鉄鋼が高いために、そういうことも一部考へておりますが、しかしわが國の鉄鋼業もある程度生産を維持し、いざという場合に、輸入できなくなつても、わが國の鉄鋼で間に合わせるようにするため、できるだけ輸入は避けたいと思ひますが、現状におきましては造船用鋼材の平均価格が、トン当り約二万九千円くらいであります。特に輸出用の船については、全部供給金ははずれておりますので、これは三万六千円くらいになつております。これが今後、全部の供給金を申しまして、鉄鋼業と銑鉄の供給金を三分の一を残して、あとの供給金を全部をはずしますとこれが四万二、三万円になります。従つて現状におきましては、内地船はともかく、外国から注文のあります輸出船については、むしろ外國の鋼材を買つてつくつた方が安く行くという点から、さしあたり造船用として五万トン輸入したいというふうな考へておるのであります。これも外貨の点におきまして、そういうものを輸入するだけの資力があつかうかどうか、あるいはそういうものを輸入した方がいかにどうか。ほかの輸入する物資と比べて、その比較の問題もありませんので、これが今すぐ実現するとは考へておりませぬ。しかし現状におきましては、そういう方法も考へられるということから、そういう案を出しておるわけでありませぬ。

○岡田(五)委員 それでは次に、この法案の第十條でございませぬが、「船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは以下すつとあるのであります。船舶用機関までの間は一応當局的に考へられるのであります。それ以下の機具品またはその機具品の部分品、附属品の製造、修繕、販売という事業につきまして、その生産、販売あるいは労働、施設について報告をさせるというところになつておるようである。分品あるいは附属品の製造、修繕というふうなものについては、品物の種類が多くて非常に煩雜ではないか。このものについてまで報告を出させる必要が奈辺にあるのか。第十條の実効理由を御説明願ひたいと思ひます。

○岡田(五)委員 御承知のように船は総合工業でありますために、価格の面から行きますと、価格の約三〇%程度は造船所の費用であります。あとの七〇%ないし六〇%は、むしろこれらの船舶用機関であるとか、あるいは機具品であるとか、その他関連した産業に発注するものでありますので、船価の切下げであるとか、あるいは造船自体のいろいろの実態を把握するために、やはりいろいろ業者からある程度の報告を聴取しなければ、造船所の実態が把握できないというふうな考へて、この十條を設定しておるのであります。但しいろいろものをつくつていくものについては、全部報告させる意味ではなくて、必要がある場合にはその報告を聴取させるというふうな考へております。

つて、相当部分が部分品をもつて構成されておるといふことは、よく承知いたしておるわけですが、鉄道車輛の機関車におきましても貨車におきましても、同じであります。船舶と同じようにたゞさんな部品から構成されて、かようなものができ上るのであります。ことに車輛におきましては、船舶と同様にとうとう生命と財産を輸送いたしておるのであります。これらの工業につきましても、もちろん車輛については法規もございせん。またこれら部品の製造メーカーも、運輸省に対して何ら報告も出しておりませんし、監督も受けておりません。事造船につきましても、車輛と違つた性質の面も考えられるのであります。かようなこまかな部品の点にまで報告を出させるといふことは、少し時代錯誤ではないか—言葉が少し強過ぎます。私はそう考へるのであります。特に船舶について、こゝういふものまで報告させる理由を、もう少しはっきりお知らせ願ひたいと思つております。

○甘利政府委員 鉄道車輛も同様であります。特に船舶の方はいろいろな国際規約もありまして、特に救命設備であるとか、あるいは消防設備とかいろいろの制限されますので、製品はもろもろのこと、その部分品についてもある程度の規格なり、あるいは性能を持つたものでなければ、船全体としての性能を十分上げることができませんし、またこれらの業者は大体それ専門のメーカーがありまして、陸上と海上ではつきり区別いたしておりますので、今岡田委員のおつしやつたような煩雜にたえないといふようなことは

ない、われわれは考へております。○岡田五委員 次に、第七條によりまして、運輸大臣は第六條の事業を営む者に対して意見を述べ、または報告することができるということになつておるのであります。第七條に従つておる場合には、運輸大臣はどうか処置を講ぜられる予定でありますか、この点を承りたい。

○甘利政府委員 これは報告でありませぬ。拘束する義務はございませぬ。しかし運輸大臣が報告する場合には、少くとも各業者あるいは関係学識経験者などを集めた委員会等において、いろいろ調査研究の結果、運輸大臣に答申し、運輸大臣からこれを報告するといふふうになつておりますので、単に一部のみを担当しております。船所が、自分で研究調査するよりは、もつと広範囲のいろいろな点から見た報告をするのであります。業者といたしましてはこの報告に従うのがむしろ有利でありまして、特殊の場合を除く場合は、おそろくこの報告に従うだらうといふふうを考へておりますので、別段拘束力も罰則も書いてはございませぬ。

○坪内委員 造船法の提案理由にも、いわゆる造船技術のすみやかな回復向上をはかるか、あるいは技術的方面の向上とともに経営の合理化とか、あるいは企業原価の引下げをやるために、ぜひともこの法案が必要であるといふような説明であります。御承知の通りこゝういつた企業原価の引下げといふようなことを考へても、要は電力が重要な問題の一つではないかと思つております。現在においても電力事情のいろいろなアンバランスによつ

て、生産コストが非常に高いと思つて、そういつた不均衡な造船所が全国にも多々ある。特に九州なんかの造船所は、この電力事情のいかによつて、生産コストがずいぶん違つて来るといふような大きな矛盾がある。たゞ今国会にも電力再編成問題が表面化して、いろいろ大きな問題を投げかけておりますが、将来こゝういつた面でこの造船法提案によつて企業原価の合理化とあるいは企業原価の引下げを計画しておるのだといふようなことになり

ますと、当局はこゝういつた電力問題について、これからどういふ方針によつて指導するのか。あるいは電力問題とこれをどういふふうにかからせて研究して行くのか。そういう方針について伺つてみたいと思つております。

○甘利政府委員 造船船価の中に占めます電力の価格は、われわれ調査いたしました範囲におきましては、一番多い場合でも約二割といふような数字が出ておりますので、船価の面から見るとそれほど大きな数字ではありませんが、しかし実際作業する面から見ると、現在において最も隆路になつております点は、まづたぐ同感でございませぬ。従つてこの点につきましては関係方面とも、あるいは安本あるいは通産省方面とも始終連絡いたしまして、少くとも現在つくつております船が、工事がさしつかえないようにといふことについて始終留意いたしまして、不自由ではあります。そのために非常に工事が遅れるとか、あるいは技術の面において制限されるといふようなことは、あまりないと思つております。また造船工業の合理化によりまして、電力の使用量も相当減つて参りますの

で、その方面のいろいろな設備の改善といふようなことも考へております。○坪内委員 この電力の問題につきましては、従来ほとんど業者、いわゆる電力会社、日産とか、そういうふうなものにたゞ単にゆだねておいたといふようなことがあつたのであります。過去においては、どういふふうな指導方針でやつて来たのか。その点をちよつとお伺ひしたいと思つております。

○甘利政府委員 電力は現在において最終段階同様、一種の割当制になつておりますので、造船所から需要量をとりまして、それをつゞけております。あるいは造船所の設備等を勘案いたしまして、これを適当に修正いたしまして安本に提出し、安本もまたほかの産業との振合ひ上、いろいろこれを修正いたしまして関係方面に出し、関係方面の承認を得てわれわれにこれを通知するといふことになつておりますので、少くとも相当大きな船をつつておられますと申します。重要物資の輸送に従事するような船をつつておられます造船所においては、最近におきましてはさほどの不足はないといふふうを考へております。それでもし特にその量が少いような場合には、その都度申請いたしまして、われわれもできるだけそれに援助をいたしまして、業者の要求をできるだけ満たすように努力いたしております。

○坪内委員 ただいまの説明で十分承りました。過去においては電力問題で、特に一例をあげますと、長崎造船所なんともいふものは、まづたく悲鳴をあげておる。そして生産コストが高いために、注文も来ないといふような、経営といふことについて非常に大きな事態に遭遇したこともあるのであります。過去において運輸本省が、関係方面あるいは向うに折衝をして、この電力事情が緩和したといふことがありますかどうか。ちよつとお伺ひしたい。

○甘利政府委員 私の方の統計によりますと、最近におきましては非常に好転いたして参りました。電力量としてはさしつかえない程度に行つておると思つております。ただ標準量を上まつたために、電力料金としてある程度高い料金をとられておる造船所があるように聞いております。これらにつきましてはその都度折衝いたして、なるべく標準料金で納まる範囲内の電力の割当をするように、その都度関係方面におき連絡いたします。特に関係方面におきましても、造船並びに海運の重要性を認めてくれまして、この一四半期におきましても、ほかの部門に比べて非常に率がよくつております。ただガス、水道のような一般の公共事業であるとか、そういうものに比べれば幾分劣つておりますが、しかしほかの産業に比べれば、非常に上まわつております。

○坪内委員 先ほどもちよつとお尋ねいたしておりましたが、例の電力再編成問題について、今後造船業界に与える影響といふものは非常に大きなものがあると思つて、この電力の再編成問題について当局の見通しはどうでありますか。

○甘利政府委員 あの案によりまして、あるいは地区的には非常に困るような造船所も出て来るかと思つて、特に主要の造船所があります場所は、比較的電力の不足している場所が多い

な

のでありますから、あの案のいかんによりましては、今後相当重大なる影響があるのではないかと考えておりますので、われわれもあの案につきましては、非常に慎重に内容を検討いたしておりますし、造船業者も同様、案の成否については非常に関心を持つてゐることは確かであります。ただはつきりもいたしませんし、はたしてあの案が実施された場合、どの程度に造船所に影響するかというようなことも、まだ業者も具体的に考えておりませんが、今後われわれも業者と協力いたしまして、十分その点は詳細に調べまして、非常に影響があるような場合については、むしろわれわれの方から何らかの修正意見なり、あるいは参考意見を出しまして、適当なものにした上、こういうふうな考えております。

○大西(讀)委員長代理 この際観光小委員長から御報告いたしたいとの申し出があります。これを許します。島山君。

○島山(鶴)委員 小委員長といたしまして、本委員会に御報告を申し上げたいと思つて、昨日観光小委員会を開きました。観光事業振興の意味におきまして、今まで各省とデリケートの問題になつておりますので、この際各省の意見を聞いて、そうしてこれを統一いたしたいという考えから、厚生省の国立公園部長飯島君、運輸省の観光部長間嶋大治郎君、文部省文化財保存課長宮地繁君、厚生省公衆衛生局庶務課長菅野周光君、建設省道路課長佐藤寛政君、行政管理庁管理部長中川融君、この六氏に各専門の観光関係について政府の意見を聞いたのであります。

す。最後に行政管理庁の管理部長より、各省にまたがつておるこの問題は、一日も早く何とか解決しなければ、今後の観光事業の運営に非常な支障を来すという意見がありましたので、委員会といたしましては結論には到達いたしませんでしたが、この次の観光小委員会におきまして、各業者の専門家を招致いたしまして、また民間側の意見を聞いた上、この観光行政を統一いたしたいという考えで進んでまいります。この委員会の報告を申し上げる次第であります。

続いて申し上げたいことは、先般当運輸委員会におきますホテル法案の主務大臣のことですが、前の委員会では委員長が皆様にお諮りしたこと、その後委員長の手元におきましていろいろ案文をつくりまして、本日これから各関係大臣を訪問いたしました。この主管大臣を運輸大臣にするという了解を求める予定になつております。これを御報告申し上げます。

○大西(讀)委員長代理 それでは本日はこれをもつて散会いたします。次回は公報をもつて申し上げます。
午後零時二十一分散会

昭和二十五年五月二日印刷

昭和二十五年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局